

御嵩町第五次総合計画策定方針（案）

平成 26 年 12 月

総務部企画課

【目 次】

1. 策定の背景	1
2. 計画の名称	2
3. 計画の構成	2
4. 計画期間	3
5. 計画策定にあたっての基本姿勢	3
6. その他の留意事項	4
参考：計画策定に係る体制	5

この策定方針は、御嵩町第五次総合計画の策定作業を円滑に進めていくため、策定作業において共有すべき基本的事項を整理したものです。

1. 策定の背景

本町では、昭和 49 年に“健康で豊かな人間生活のできる産業文化都市”を将来像に掲げ「第一次御嵩町総合計画」を策定後、昭和 61 年には“自然と歴史に調和した産業文化都市”、平成 8 年には“自然と歴史のなかに出会いとふれあいがいきるまちづくり～21 世紀の宿場町・みたけ～”、平成 18 年には“ひと・みどり・ものづくり～いきいき十字路タウンみたけ～”、を将来像とした総合計画を策定し、町政運営の指針としてきました。

平成 18 年に策定した『第四次総合計画』では、少子高齢化による人口構造の変化や厳しい財政状況のなかで、福祉の向上を図り、すべての町民が幸せに暮らすことができる御嵩町をつくり上げていくため、町民自らがまちづくりに参加し、行政との適正な役割分担のなかで「参加型のまちづくり」を進めていくことを理念に掲げました。将来的には「参加型のまちづくり」を発展させ、町民と行政が共通の目標に向かい、各々が主体的に取り組む「協働のまちづくり」を目指していくことも基本構想にうたっています。

その上で、これまでのまちづくりを継承しつつ、町内を東西に貫く中山道と国道 21 号に加え東海環状自動車道の開通により南北軸も整備されたことから、「出会い」、「交流」の場として将来の都市イメージを「十字路タウン」と定め、まちの活力の源を「ひと（人）」、「みどり（自然環境）」、「ものづくり（生活の原動力）」に求め、その素材を活かしながら、それぞれが共生しあうまちづくりを進め、町民がいきいきと暮らせる活力と信頼に満ちた「十字路タウン」を目指してきたところです。

第四次総合計画の計画期間を振り返ったとき、国全体では、少子高齢化の進展による人口減少の加速化と社会保障制度に対する不安の拡大、東日本大震災を教訓としたまちの安全とエネルギー問題に対する意識の転換、グローバル経済の進展とともに顕在化する都市と地方の格差の拡大、若者世代の取り込みに向けた自治体間競争の激化など、新たな地域課題が数多く浮かび上がっています。これらに加え、本町固有の地域課題として、亜炭鉱廃坑跡の問題も大きくクローズアップされています。

そのなかで、平成 25 年 1 月には内閣府より環境モデル都市の選定を受け、温室効果ガスの大幅削減などへの取り組みを行う活動が本格化したほか、中山道宿場町の再生に向けた取り組みやまちの特産物「みたけのええもん」の認定など、町民主体のまちづくりが具体的な成果を見せ始めたことも第四次総合計画の計画期間中の特徴的な動きでありました。

このような状況のもと、第四次総合計画が平成 27 年度に計画期間を終了することから、これからの社会情勢の変化に的確に対応しつつ、また町民の意識の変化をしっかりととらえながら、町民と行政が協働して取り組む、新しいまちづくりの指針となる新総合計画を策定するものです。

《これまでの総合計画と将来像》

総合計画 [計画期間]	将来像
御嵩町第一次総合計画 [昭和 49～60 年度]	健康で豊かな人間生活のできる産業文化都市
御嵩町第二次総合計画 [昭和 61～平成 7 年度]	自然と歴史に調和した産業文化都市
御嵩町第三次総合計画 [平成 8 年度～17 年度]	自然と歴史のなかに出会いとふれあいがいきるまちづくり ～21 世紀の宿場町・みたけ～
御嵩町第四次総合計画 [平成 18～27 年度]	ひと・みどり・ものづくり ～いきいき十字路タウンみたけ～

2. 計画の名称

「御嵩町第五次総合計画」

※愛称を付けることなども検討します。

3. 計画の構成

平成 23 年の地方自治法の改正により、いわゆる市町村基本構想の策定義務は廃止され、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を策定する必要はなくなりました。その結果、市町村にとっての総合計画策定の必要性や、総合計画の位置づけ・役割など、計画の本質的な部分は各市町村に委ねられることとなりました。

御嵩町第五次総合計画の基本的な性格については、町民と行政による「協働のまちづくり」を進化させていくことを長期的に展望して、地域の多様な主体が協働でつくりあげる将来ビジョンという性格を色濃くした基本構造づくりを前提に、第四次総合計画までの位置づけ、すなわち『行政計画の最上位計画』としての位置づけを第五次総合計画においても踏襲していくこととして、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成することとします。

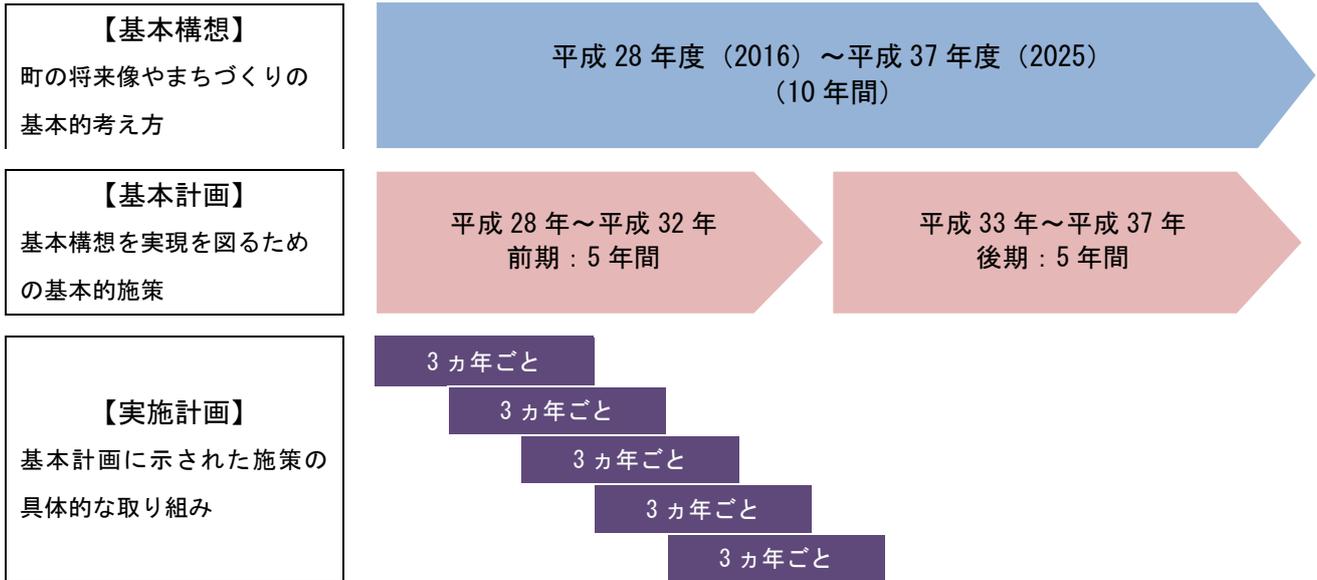
「基本構想」＝ 長期的な町政運営の根幹となり、まちづくりの基本的考え方を示す

「基本計画」＝ 基本構想をうけて、その実現を図るための基本的施策の体系を示す

「実施計画」＝ 基本計画に示された施策の具体的な取り組みを示す

4. 計画期間

- 「基本構想」 目標年次：平成 37 年度(2025 年)
「基本計画」 計画期間：平成 28 年度(2016 年)～37 年度(2025 年)
中間年次において計画を再点検し、見直しを行う
「実施計画」 計画期間：3 か年
毎年見直すローリング方式を採用する



5. 計画策定にあたっての基本姿勢

(1) 町民との「協働のまちづくり」をさらに進化させる

町民参加から、さらに一步、二歩と前進し、「町民と行政との協働」、「多様な主体が主役となるまちづくり」を目指していくため、町民との対話を重視し、明日の御嵩町を担う人材育成、人と人とのネットワーク強化などにもつながる計画づくりに取り組むこととします。

- 協働により進める施策の明確化
- 協働のまちづくりを推進する人材、ネットワークの強化

(2) 町の強みと弱みを分析して、まちづくり戦略を構築する

多様な主体の参画を得て、まちの強み（長所）と弱み（短所）を要因分析するなかから、まちの多角的な分析・評価を行い、そこから効果的かつ創造的なまちづくり戦略を導きます。

- 社会環境の変化や時代潮流の動向の整理
- 町の特性分析（データ整理とSWOT分析）
- 町民（青少年を含む）、町職員、事業者など多くの主体からの意見集約

(町民アンケート・中学生アンケート、住民ワークショップ・中学生ワークショップなど)

●まちの重点施策の反映

(環境モデル都市行動計画の推進、亜炭鉱廃坑跡対策、人口減少対策。国の施策として打ち出される「まち・ひと・しごと」創生にかかわる施策など)

(3) 総合計画の達成度評価をわかりやすくし、継続的な改善活動を促す

第五次総合計画では、社会情勢の変化が激しくまた財政状況が厳しさを増すなか、計画を効果的かつ効率的に推進するという観点から、重点プログラム(重点施策と関連事業等)にかかる成果指標を精査し、より達成度、効果を評価しやすい形へと改めます。

また、達成状況、効果に応じた事業の見直しなど、継続的な改善活動を促すような進行管理の手法について検討を加えます。

- 第四次総合計画の総括(実績、評価のとりまとめ)
- 重点プログラムにかかる成果指標の設定(精査)
- 継続的な改善活動につながる進行管理手法の導入
- 「第六次行政改革大綱」との連携(総合計画と並行して策定)

6. その他の留意事項

(1) 町民にとって分かりやすい計画づくり

町民との「協働のまちづくり」をさらに進化させていくとの視点に沿い、町政運営の指針として町民にとって分かりやすく、実感の持てる計画とすることを目指します。

(2) 関連計画、個別計画等との整合

国、県の定める関連計画との整合性に留意するとともに、総合計画は町の最上位計画とすることから、各担当課・各種の個別計画との整合性を確保します。

※基本計画を見やすくするために、個別計画との役割分担・関連などに配慮して、掲載内容を検討します。

(3) 計画策定の庁内体制及び職員の参画

計画案の策定にあたっては、全庁的組織(庁議、課長会議、庁内ヒアリングなど)をもってこれにあたり、全職員参加の下での策定を進めます。

(4) 計画の策定手順

平成27年12月町議会定例会における提案を目標に策定作業を進めます。

第五次総合計画策定に係る体制

「まちのたね見つけ隊」(素案策定委員会)



住民

一般公募による委員
約 20 名



若手職員

役場若手職員 20 ~ 30 代により
組織されたチーム 約 30 名

総合計画の基本構想などをまとめる

提案 ↓

↑ 報告

「まちのたねを育てる委員会」 (総合計画原案策定委員会)



まちのたね見つけ隊の
各チーム代表、有志等



係長級職員 数十名

基本構想、基本計画についての
検討・策定

庁内体制

課長会

庁内
各課

指示・報告

庁議



提案 ↓

議会

← 説明

町長

諮問 →

← 答申

総合計画
審議会